

# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 1. 手数料など諸費用について

- (1) 株券、出資証券、投資証券、外国証券を当社の口座でお預かりする場合の口座管理料は、無料でございます。
- (2) 上記以外の有価証券や金銭のお預かりにつきましても、料金は無料でございます。
- (3) 当社を通じて行なう社債・株式等の各種手続きの取次ぎや、上場投資信託の受益証券の名義登録の取次ぎには、1 銘柄につき 550 円（税込）の取次ぎ手数料を頂戴いたします。
- (4) 買取請求・買増請求・社債権利行使等を当社を通じて行なう場合は、1 銘柄につき 550 円（税込）の取次ぎ手数料を頂戴いたします。
- (5) お預りしている有価証券等を他社へ預け替えする場合には、1 口座 1 銘柄につき 2,200 円（税込）の振替手数料を頂戴いたします。振替手数料の 1 回あたりの上限金額は 55,000 円（税込）といたします。ただし、公開買付等に係る他社への口座振替手数料は、無料でございます。

## 2. この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

## 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券をお預りする場合、口座管理料は無料でございます。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## この契約の解除事由

当社の総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解除されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- 一定期間保護預り証券の残高がない場合
- お客様が口座開設時にした反社会的勢力に関する表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出た場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合

## 当社の概要

商号等	中原証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第126号
本店所在地	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目4番1号
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	5億円（令和6年（2024年）3月31日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和11年（1936年）1月15日
連絡先	本店検査部（電話）03-3231-4319

又はお取引のある営業店にご連絡ください。

### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目4番1号  
電話番号：03-3231-4319 本店検査部  
受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館  
電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以上